

令和3年第10回（通算764回）中山町農業委員会会議録

令和3年12月27日午後4時、中山町役場大会議室において令和3年第10回（通算764回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1) 東海林一 | 2) 庄司正  | 3) 横山昭義 |
| 4) 今野宏  | 6) 秋葉利美 | 7) 折笠満  |
| 8) 秋葉俊博 | 9) 石沢伸悦 |         |

●会議の事件は次のとおり

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第40号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第41号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第42号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第43号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第44号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第45号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第46号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は8名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和3年第10回通算764回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において1番 東海林一委員、2番 庄司正委員を指名いたします。

---

議 長 議第39号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 12月20日、中山町役場大会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第39号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第39号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第40号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他19件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第40号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮

問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第40号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第41号に入る前に一言申し上げます。議第41号につきましては、7番秋葉俊博委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

—— 秋葉俊博委員退席 ——

議 長 再開します。議第41号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させていただきますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第41号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第41号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

秋葉俊博委員着席

議長 議第42号に入る前に一言申し上げます。議第42号につきましては、2番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

庄司正委員退席

議長 再開します。議第42号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いたします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第42号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

全委員挙手

議長 異議ないものと認め、議第42号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

庄司正委員着席

---

議 長 議第43号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。なお、議第43号につきましては、6番高橋 富貴子委員が農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができない案件でございましたが、高橋委員が欠席のため、このまま審議に入るものでございます。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるもので、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございますが、先ほど会長からもお話があったように、該当する高橋委員が欠席となっているものでございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願ひします。以上です。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他2件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第43号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願ひます。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第43号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議 長 議第44号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一

層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他51件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第44号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第44号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

---

議長 議第45号に入る前に一言申し上げます。議第45号につきましては、7番秋葉俊博委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

—— 秋葉俊博委員退席 ——

議長 再開します。議第45号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第45号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの

諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第45号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 秋葉俊博委員着席 —————

議 長 議第46号に入る前に一言申し上げます。議第46号につきましては、2番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 庄司正委員退席 —————

議 長 再開します。議第46号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他3件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第46号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第46号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

---

庄司正委員着席

---

議 長 以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。



議決した事件は次のとおり

- 議第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 40 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 41 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 42 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 43 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 44 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 45 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 46 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員